



成年後見 無料相談会 相続・遺言も！

平成30年4月～平成31年3月迄
とき 毎月第2金曜日 午後2時～午後4時（定例）
4月13日、5月11日、6月8日、7月13日、8月10日、
9月7日、10月12日、11月9日、12月14日
平成31年1月11日、2月8日、3月8日

ところ 小松島市中央会館 小松島市松島町5-6
TEL.08853-2-2030

成年後見制度とは

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力が不十分な方々を、支援する制度です。判断能力が低下すると、介護施設を利用するための契約などの法律行為や財産管理など、自分ですることが困難になったり、悪徳商法の被害にあわないかと不安になったりすることがあります。このような方々に代わり、後見人等が契約をしたり、財産を管理したりして支えていきます。

成年後見制度には、**法定後見制度と任意後見制度**の2種類があります。



高齢者の方、障がい者の方のこの制度の利用等について様々な相談を受け付けております。遠慮なくご相談ください。

お問い合わせ

崎水流 090-4786-2716

杉本 090-8282-6609

竹尾 090-9551-5865

一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター
徳島県支部 徳島市東沖洲2丁目1番地8
(マリソピア沖洲)

徳島県行政書士会館内
TEL 088-679-4440